

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 運営に関する基準（第3条―第8条）

第3章 ユニット型特別養護老人ホームの運営に関する基準（第9条―第15条）

第4章 地域密着型特別養護老人ホームの運営に関する基準（第16条―第22条）

第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの運営に関する基準（第23条―第29条）

第6章 雑則（第30条―第32条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、水戸市特別養護老人ホーム基準条例（令和2年水戸市条例第12号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び条例の例による。

第2章 運営に関する基準

（運営規程に定めるべき事項）

第3条 条例第9条の施設の運営に係る事項のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者の処遇の内容及び費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等の対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

（令3規則18・一部改正）

（非常災害対策に関する計画に記載する事項）

第4条 条例第10条第1項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 火災、地震その他施設の立地等から起こり得る非常災害に対処するため、夜間、停電、通信手段の途絶等の状況を踏まえた円滑かつ迅速に避難するための方策
- (2) 非常災害の発生に備えた必要な物資の量及び保管場所
- (3) 非常災害発生時の連絡体制
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(記録の整備)

第5条 条例第11条第1項の規則で定める記録は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設備に関する記録として次に掲げるもの
 - ア 施設の平面図及び設備の概要
 - イ 建築物等検査済証（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定により交付された検査済証をいう。以下同じ。）
 - ウ 消防用設備等検査済証（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の3第4項の規定により交付された検査済証をいう。以下同じ。）
- (2) 職員に関する記録として次に掲げるもの
 - ア 出勤日及び勤務時間が確認できるもの
 - イ 勤務日ごとの勤務した職種及びその職種別の勤務時間数が確認できるもの
 - ウ 職員ごとの賃金、手当等の月別の支払を証する書類及び当該支払に係る明細が確認できるもの
 - エ 業務に必要な資格証等の写し
- (3) 会計に関する記録として次に掲げるもの
 - ア 出納帳等その他経理の記録
 - イ 利用料その他の費用の領収書等及び明細の写し

2 条例第11条第2項の規則で定める記録は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 行った具体的な処遇の内容等の記録
- (2) 条例第16条第1項の規定による入所者の処遇に関する計画
- (3) 条例第17条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 条例第34条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録
(衛生管理等)

第6条 条例第29条第2項第4号の規則で定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 特別養護老人ホームの職員は、入所者について感染症又は食中毒の発生のおそれがあると認めるときは、速やかに当該施設の施設長に報告しなければならない。

(2) 特別養護老人ホームの施設長は、前号の報告を受けたとき又は当該施設において感染症若しくは食中毒の発生のおそれがあると認めるときは、当該施設の医師及び看護職員と対応について協議し、職員に対し必要な指示をしなければならない。

(3) 特別養護老人ホームの施設長又は医師若しくは看護職員は、感染症若しくは食中毒の患者又はそれらの疑いのある者（以下「有症者等」という。）の状態に応じ、協力医療機関その他の医療機関への連絡等適切な措置を講じなければならない。

(4) 特別養護老人ホームの施設長は、感染症又は食中毒の発生又はそれらの発生のおそれがあると認めるときは、有症者等の状況及び講じた措置について記録しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、特別養護老人ホームの施設長は、次の各号に掲げる場合は、有症者等の人数、症状、対応状況等を市長及び保健所長に速やかに報告するとともに、市長又は保健所長に指示を求めることその他適切な措置を講じなければならない。

(1) 同一の感染症又は食中毒による死亡者又は重篤な患者（それらによると疑われるものを含む。）が1週間以内に2名以上発生した場合

(2) 同一の症状を有する者の人数が10名以上又は入所者の半数を超えた場合

3 前項の報告を行った特別養護老人ホームは、当該報告に係る感染症又は食中毒の原因の究明のため、当該有症者等を診察する医師等と連携の上、当該有症者等の血液、便、吐物等を検体として確保するよう努めなければならない。

（令6規則42・一部改正）

（地域住民に対する説明事項）

第7条 条例第33条第1項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 施設の名称、入所者の処遇の内容、その主たる事務所の所在地及び連絡先並びに代表者の職名及び氏名

(2) 第3条各号に掲げる事項

(3) 地域との連携に関する事項

（事故発生時の対応）

第8条 条例第34条第2項に規定する連絡は、入所者の処遇により当該入所者が次の各号のいずれかに該当する事故が発生した場合に行うものとする。

(1) 死亡した場合

(2) 医療機関で治療を受け、若しくは入院し、又は新たに心身に障害が加わり、若しくは介護保険の要介護度が重度になるおそれが生じた場合

(3) 食中毒となった場合

(4) 白せん、インフルエンザ等の感染症に感染した場合

(5) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第5項各号に規定する行為を受けた場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合

2 条例第34条第2項の連絡のうち市長にするものについては、事故報告書（別記様式）により行うものとする。ただし、前項第1号又は第2号に掲げる場合にあっては、直ちに電話、ファクシミリ等により市長に連絡した後、速やかに事故報告書を提出するものとする。

3 条例第34条第3項の規定による報告は、当該事故に対する措置の終了後、速やかに事故報告書により行うものとする。ただし、当該事故に対する措置が長期にわたる場合は、進捗状況に応じて、適宜その経過を報告するものとする。

（令6規則42・一部改正）

第3章 ユニット型特別養護老人ホームの運営に関する基準

（運営規程に定めるべき事項）

第9条 条例第37条の施設の運営に係る事項のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (5) 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等の対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

（令3規則18・一部改正）

（非常災害対策に関する計画に記載する事項）

第10条 第4条の規定は、条例第45条において準用する条例第10条第1項の規則で定める事項について準用する。

（記録の整備）

第11条 条例第45条において準用する条例第11条第1項の規則で定める記録は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設備に関する記録として次に掲げるもの
 - ア 施設の平面図及び設備の概要
 - イ 建築物等検査済証
 - ウ 消防用設備等検査済証
- (2) 職員に関する記録として次に掲げるもの

ア 出勤日及び勤務時間が確認できるもの

イ 勤務日ごとの勤務した職種及びその職種別の勤務時間数が確認できるもの

ウ 職員ごとの賃金、手当等の月別の支払を証する書類及び当該支払に係る明細が確認できるもの

エ 業務に必要な資格証等の写し

(3) 会計に関する記録として次に掲げるもの

ア 出納帳等その他経理の記録

イ 利用料その他の費用の領収書等及び明細の写し

2 条例第45条において準用する条例第11条第2項の規則で定める記録は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 行った具体的な処遇の内容等の記録

(2) 条例第39条第7項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 条例第45条において準用する条例第16条第1項の規定による入居者の処遇に関する計画

(4) 条例第45条において準用する条例第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 条例第45条において準用する条例第34条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

(衛生管理等)

第12条 第6条の規定は、条例第45条において準用する条例第29条第2項第4号の規則で定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順について準用する。

(地域住民に対する説明事項)

第13条 第7条の規定は、条例第45条において準用する条例第33条第1項の規則で定める事項について準用する。この場合において、第7条第2号中「第3条各号」とあるのは、「第9条各号」と読み替えるものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 第8条の規定は、入居者の処遇により発生した事故に係る連絡及び報告について準用する。

(ユニット型特別養護老人ホームの事業に関する読替え)

第15条 条例第45条の規定により条例第26条第2項の規定を準用する場合には、同項中「第9条から第11条まで、第14条から前条まで及び次条から第34条の3まで」とあるのは、「第37条及び第39条から第44条まで並びに第45条において準用する第10条、第11条、第14条から第16条まで、第20条、第22条から第26条まで、第27条の2及び第29条から第34条の3まで」と読み替えるものとする。

(令3規則18・令6規則42・一部改正)

第4章 地域密着型特別養護老人ホームの運営に関する基準

(地域住民に対する説明事項)

第16条 条例第50条第1項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 施設の名称，提供するサービスの種類，その主たる事務所の所在地及び連絡先並びに代表者の職名及び氏名
- (2) 次条において準用する第3条各号に掲げる事項
- (3) 地域との連携に関する事項
(運営規程に定めるべき事項)

第17条 第3条の規定は，条例第51条において準用する条例第9条の施設の運営に係る事項のうち規則で定めるものについて準用する。

(非常災害対策に関する計画に記載する事項)

第18条 第4条の規定は，条例第51条において準用する条例第10条第1項の規則で定める事項について準用する。

(記録の整備)

第19条 条例第51条において準用する条例第11条第1項の規則で定める記録は，次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設備に関する記録として次に掲げるもの
 - ア 施設の平面図及び設備の概要
 - イ 建築物等検査済証
 - ウ 消防用設備等検査済証
- (2) 職員に関する記録として次に掲げるもの
 - ア 出勤日及び勤務時間が確認できるもの
 - イ 勤務日ごとの勤務した職種及びその職種別の勤務時間数が確認できるもの
 - ウ 職員ごとの賃金，手当等の月別の支払を証する書類及び当該支払に係る明細が確認できるもの
 - エ 業務に必要な資格証等の写し
- (3) 会計に関する記録として次に掲げるもの
 - ア 出納帳等その他経理の記録
 - イ 利用料その他の費用の領収書等及び明細の写し

2 条例第51条において準用する条例第11条第2項の規則で定める記録は，次の各号に掲げるものとする。

- (1) 行った具体的な処遇の内容等の記録
- (2) 条例第51条において準用する条例第16条第1項の規定による入所者の処遇に関する計画
- (3) 条例第51条において準用する条例第17条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間，その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第51条において準用する条例第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 条例第51条において準用する条例第34条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録
(衛生管理等)

第20条 第6条の規定は、条例第51条において準用する条例第29条第2項の規則で定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順について準用する。

(事故発生時の対応)

第21条 第8条の規定は、入所者の処遇により発生した事故に係る連絡及び報告について準用する。

(地域密着型特別養護老人ホームの事業に関する読替え)

第22条 条例第51条の規定により条例第26条第2項の規定を準用する場合には、同項中「第9条から第11条まで、第14条から前条まで及び次条から第34条の3まで」とあるのは、「第49条及び第50条並びに第51条において準用する第9条から第11条まで、第14条から第17条まで、第19条から第32条まで及び第34条から第34条の3まで」と読み替えるものとする。

(令3規則18・令6規則42・一部改正)

第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの運営に関する基準

(非常災害対策に関する計画に記載する事項)

第23条 第4条の規定は、条例第55条において準用する条例第10条第1項の規則で定める事項について準用する。

(記録の整備)

第24条 条例第55条において準用する条例第11条第1項の規則で定める記録は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 設備に関する記録として次に掲げるもの

- ア 施設の平面図及び設備の概要
- イ 建築物等検査済証
- ウ 消防用設備等検査済証

(2) 職員に関する記録として次に掲げるもの

- ア 出勤日及び勤務時間が確認できるもの
- イ 勤務日ごとの勤務した職種及びその職種別の勤務時間数が確認できるもの
- ウ 職員ごとの賃金、手当等の月別の支払を証する書類及び当該支払に係る明細が確認できるもの
- エ 業務に必要な資格証等の写し

(3) 会計に関する記録として次に掲げるもの

- ア 出納帳等その他経理の記録
- イ 利用料その他の費用の領収書等及び明細の写し

2 条例第55条において準用する条例第11条第2項の規則で定める記録は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 行った具体的な処遇の内容等の記録

(2) 条例第17条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 条例第55条において準用する条例第16条第1項の規定による入居者の処遇に関する計画

(4) 条例第55条において準用する条例第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 条例第55条において準用する条例第34条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

(衛生管理等)

第25条 第6条の規定は、条例第55条において準用する条例第29条第2項の規則で定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順について準用する。

(事故発生時の対応)

第26条 第8条の規定は、入居者の処遇により発生した事故に係る連絡及び報告について準用する。

(運営規程に定めるべき事項)

第27条 第9条の規定は、条例第55条において準用する条例第37条の施設の運営に係る事項のうち規則で定めるものについて準用する。

(地域住民に対する説明事項)

第28条 第7条の規定は、条例第55条において準用する条例第50条第1項の規定で定める事項について準用する。

(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの事業に関する読替え)

第29条 条例第55条の規定により条例第26条第2項の規定を準用する場合には、同項中「第9条から第11条まで、第14条から前条まで及び次条から第34条の3まで」とあるのは、「第54条並びに第55条において準用する第5条から第8条まで、第10条、第11条、第14条から第16条まで、第20条、第22条から第26条まで、第27条の2、第29条から第32条まで、第34条から第34条の3まで、第37条、第39条、第41条から第44条まで及び第50条」と読み替えるものとする。

(令3規則18・令6規則42・一部改正)

第6章 雑則

(情報通信機器を活用した委員会等の開催方法等)

第30条 条例第57条の規則で定める方法は、画像及び音声の送受信により、当該委員会又は協議会の出席者が同時に通話することができる情報通信機器を活用する方法とする。

2 委員会又は協議会に入所者若しくは入居者又はその家族（以下「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、前項に規定する方法によることについて、当該入所者等の同意を得なければならない。

（令3規則18・追加）

（電磁的記録による作成等）

第31条 この規則の規定により書面で行うこととされている作成，取得，保存等の行為については、当該規定にかかわらず，書面に代えて，電磁的記録により行うことができる。

（令3規則18・追加）

（補則）

第32条 この規則に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

（令3規則18・旧第30条繰下）

付 則

この規則は，令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月30日規則第18号）

（施行期日）

1 この規則は，令和3年4月1日から施行する。ただし，第3条及び第9条の改正規定は，令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から前項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間，特別養護老人ホームは，虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるものとする。

付 則（令和6年3月28日規則第42号）

この規則は，令和6年4月1日から施行する。

別記様式（第8条関係）

（令6規則42・全改）